2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百十三条を第二百十二条とし、第二百十四条を第二百十三条とする。

（分収林特別措置法の一部改正）

第二条　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「収益」の下に「（以下「造林等収益」という。）」を加える。

第五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「てん補する」を「塡補する」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「造林又は育林による収益」を「造林等収益」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「要する費用」の下に「（以下「造林等費用」という。）」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第四号の土地の全部又は一部が森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第二項第九号に規定する鳥獣害防止森林区域内にあるときは、当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法

第十条中「の規定による」を「又は第七条の規定に違反して、」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第十二条第一項又は第十七条の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者

二　第十二条第一項又は第十七条の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

三　第十二条第二項の規定に違反した者

第十条を第十九条とし、第九条を第十条とし、同条の次に次の八条を加える。

（契約条項の変更に係る承認）

第十一条　分収林契約の当事者は、当該分収林契約について契約条項の変更を行うことにより、当該変更後の利益の額（各契約当事者が分収する造林等収益の額から当該各契約当事者が負担する造林等費用の額を控除して得た額をいう。）が当該変更前の当該利益の額よりも増加する見込みがある場合には、単独で又は共同して、当該分収林契約の契約条項の変更について、当該分収林契約に係る土地を管轄する都道府県知事の承認を求めることができる。

2　前項の承認を求めようとする分収林契約の当事者は、次に掲げる事項を書面をもつて示さなければならない。

一　契約条項の変更の内容

二　契約条項の変更を行わないこととした場合に見込まれる造林等収益の額及び造林等費用の額並びにこれらの算定の根拠

三　契約条項の変更を行うこととした場合に見込まれる造林等収益の額及び造林等費用の額並びにこれらの算定の根拠

四　変更後の契約事項が実施可能なものであること及びその根拠

五　契約条項の変更がその効力を生ずる日（前項の承認を求める日から六月を経過した日以後の日に限る。以下「効力発生日」という。）

六　その他契約条項の変更に関し必要な事項

3　都道府県知事は、前項第二号から第四号までに掲げる事項が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合でなければ、第一項の承認をしてはならない。

一　前項第二号及び第三号の造林等収益の額及び造林等費用の額の算定の方法が適正かつ合理的であること。

二　前項第二号及び第三号の造林等収益の額及び造林等費用の額の算定の根拠となる額その他の事項の裏付けとなる合理的な根拠が示されていること。

三　その他当該分収林契約の他の当事者が契約条項の変更を承認するかどうかの合理的な判断に必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していること。

（契約条項の変更前の公告等）

第十二条　提案者（前条第一項の承認を受けた分収林契約の当事者をいう。以下同じ。）は、当該承認があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を、公告するとともに、当該分収林契約の他の当事者で知れているものに対し書面をもつて通知しなければならない。

一　前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項

二　当該分収林契約の当事者で契約条項の変更について異議がある者は一定の期間（以下「異議申述期間」という。）内に異議を述べるべき旨

三　その他契約条項の変更に関し必要な事項

2　異議申述期間は、一月を下つてはならない。

（契約条項の変更のみなし承認等）

第十三条　異議申述期間内に異議を述べた分収林契約の当事者（以下「異議のある契約当事者」という。）がないときは、当該分収林契約の当事者の全部が契約条項の変更を承認したものとみなす。

第十四条　異議のある契約当事者の造林等収益の分収の割合の合計が十分の一を超えないとき（前条に規定する場合を除く。）は、提案者は、異議申述期間を経過した日以後、遅滞なく、その旨を異議のある契約当事者に通知しなければならない。

2　異議のある契約当事者は、前項の規定による通知があつた日から一月以内に、提案者に対し、その造林等収益を分収する権利を買い取るべきことを請求することができる。

3　前項の規定による請求に係る買取りの額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額以上でなければならない。

一　前項の規定による請求を行つた異議のある契約当事者（以下「請求者」という。）が変更前の分収林契約の存続期間の満了時に分収すると当該請求の時点において見込まれる造林等収益の額として農林水産省令で定めるところにより算出した額

二　効力発生日から変更前の分収林契約の存続期間の満了時までの間に生ずると当該請求の時点において見込まれる次に掲げる費用の額として農林水産省令で定めるところにより算出した額

イ　請求者が負う当該分収林契約に係る義務（請求者が造林地所有者又は育林地所有者である場合にあつては、造林者又は育林者のためにその土地につきこれを造林又は育林の目的に使用する権利を設定する義務を除く。）を当該請求者に代わつて提案者が履行するのに要する費用

ロ　請求者が造林地所有者又は育林地所有者である場合にあつては、その土地を造林又は育林の目的に使用する権利を設定するのに要する費用

4　第二項の規定による請求がなかつたとき、又は次の各号のいずれにも該当するときは、当該分収林契約の当事者の全部が契約条項の変更（同項の規定による請求に係る買取りによるものを含む。第十七条前段において同じ。）を承認したものとみなす。

一　第二項の規定による請求に係る買取りにより分収林契約の当事者が造林地所有者、造林者及び造林費負担者のうちのいずれか一者又は育林地所有者、育林者及び育林費負担者のうちのいずれか一者とならなかつたとき。

二　効力発生日までに第二項の規定による請求に係る買取りを提案者が行つたとき。

三　請求者が造林地所有者又は育林地所有者である場合にあつては、効力発生日までにその土地につき効力発生日から変更後の分収林契約の存続期間の満了時までの間に造林又は育林の目的に使用する権利が設定されたとき。

5　前項各号のいずれかに該当しないときは、契約条項の変更は、その効力を生じない。

第十五条　異議のある契約当事者の造林等収益の分収の割合の合計が十分の一を超えるときは、契約条項の変更は、その効力を生じない。